

入札監理小委員会における審議の結果報告
日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務の
契約変更（案）について

1. 経緯

日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務については、現在 2 期目を実施中（平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 5 年間）。

- ・国立霞ヶ丘競技場
- ・国立代々木競技場
- ・国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター

国立霞ヶ丘競技場については、平成 31 年ラグビーワールドカップ開催決定により、改修が検討されていたことを踏まえ、あらかじめ実施要項に大規模な契約の変更が見込まれる旨を記載し、これまで 3 回予定どおりの契約変更を実施。（資料 6-2）

平成 25 年 9 月に平成 32 年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、そのメインスタジアムとして改築に向け準備が進められることとなり、平成 31 年ラグビーワールドカップで使用できるよう、平成 31 年 3 月末の完成を目指し、現在の国立霞ヶ丘競技場を解体して新たに建設することを予定していた。

しかしながら平成 27 年 7 月 17 日に安倍総理が整備計画を白紙に戻し、ゼロベースで見直す旨が発表され、新たな整備計画に基づき新国立競技場の整備を行うこととなった。平成 28 年 12 月末に工事着工する予定とされ、建設予定地は約 1 年間遊休地となる。

また、新たに東京都等から借用した土地について、個別に管理が必要な状況である。

このため、これらの 2 か所について新たに警備を行うことから契約変更を行いたい旨の書面が平成 27 年 12 月 15 日に提出された。

さらに、本部事務所等においても当初予定していなかった警備を増強する必要が生じたため下記(2)②のとおり契約変更を行う。

2. 契約変更の内容等

入札監理小委員会は、（独）日本スポーツ振興センターから報告を受け、今回の契約変更の妥当性について下記の点を確認し、公共サービス改革法の趣旨が損なわれることがないと判断した。

○契約変更の内容

(1) 平成 27 年 12 月 22 日付契約変更

- ・国立霞ヶ丘競技場跡地の防犯対策のために巡回警備業務等（1 日 2 回巡回）
平成 27 年 12 月 26 日から平成 28 年 12 月 31 日まで（372 日間）
3,214 千円（税込）

(2) ① 平成 28 年 1 月 26 日付契約変更

- ・旧明治公園等警備業務（3 名 24 時間体制）
平成 28 年 1 月 27 日から平成 28 年 2 月 27 日まで（約 30 日間）
7,411 千円（税込）

② 平成 28 年 2 月 27 日付契約変更

- ・上記①の更新
平成 28 年 2 月 27 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（約 33 日間）
8,075 千円（税込）
- ・本部事務所等警備業務（平日 10 時間）
平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日まで（22 日間）
2,002 千円（税込）

今回契約変更をする業務の終期については、新国立競技場の整備計画に伴い、延長または短縮する場合がある。(2)については、事業の進捗に応じ更新する。

○平成32年東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴う大規模な変更であり、実施要項決定時には想定できないような、「やむを得ない事由がある場合」に該当する。

○業務内容、質について

警備業務内容の追加であり、従前の業務実施体制の下で業務の質も維持される。

○実施経費について

経費は増額となるが、別途契約を締結する場合に比べ、コストは削減できる見込み。

○契約期間について

業務期間が延長または短縮した場合は、事業の終期に書面で報告を求める。

3. その他

○平成28年6月頃 事業評価（案）の審議を予定

○今後の契約変更予定の可能性について以下の点を確認した。

- ・平成32年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、代々木競技場やナショナルトレーニングセンターにおいても施設の改修等が予定されており、時期も不確定であることから平成29年3月までの契約期間において更なる変更が生じることがあり得ること。
- ・オリンピック・パラリンピック開催後のこれらの施設の管理体制についても今後政府で検討が行われることから、今期の契約終了後平成29年4月以降の契約内容は慎重に検討をする必要があると考えており、改めて別途説明が行われること。

以上

（参考）業務及び契約期間の関係

